

議第22号

京都市旅費条例の一部を改正する条例の制定について

京都市旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市旅費条例の一部を改正する条例

京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

第2条中「, 日当」を削る。

第6条第1項第1号イ中「及び2級」を削る。

第10条を削る。

第11条第1項中「宿泊料は,」の右に「宿泊地の属する地方の区分及び」を加え, 同条第2項ただし書中「または」を「又は」に改め, 同条を第10条とする。

第12条第1項中「命ぜられた」を「命じられた」に改め, 「, 日当」を削り, 同条第2項中「旅費法」を「旅費法」に改め, 同条を第11条とする。

第13条を第12条とし, 第14条を第13条とし, 第15条を第14条とし, 第16条を削り, 第17条を第15条とし, 第18条を第16条とし, 第19条を第17条とする。

別表を次のように改める。

別表 (第8条及び第10条関係)

級	職 員 の 区 分	車 賃 (1キロメートルにつき)	宿 泊 料 (1 夜 に つ き)	
			甲 地 方	乙 地 方
特級	京都市特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員	37 ^円	14,800 ^円	13,300 ^円
1級	特級に該当する者以外の者	37	13,100	11,400

備考 「甲地方」及び「乙地方」とは, それぞれ旅費法別表第1 1備考に規定する甲地

方及び乙地方をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市旅費条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日までに赴任を命じられた者の旅行については、改正後の条例第11条の規定は、適用せず、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

- 4 京都市消防団員旅費条例の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 消防団員の旅費の額は、京都市旅費条例別表1級の項に掲げる者が支給されるべき旅費の額に相当する額とする。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

- 5 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第39条後段中「「旅行中の日数に応じ、別表に定めるところにより」とあるのは「旅行中1日につき2,300円を」と、同条第2項中「別表」とあるのは「前項」と、同条例第11条第1項中「」を「「宿泊地の属する地方の区分及び」に、「管理職手当の支給を受ける教職員で別に定めるもの」を「別に定める場合」に、「第19条」を「第17条」に改める。

附則第21項を附則第22項とし、附則第20項を附則第21項とし、附則第19項の前の見出しを削り、同項を附則第20項とし、同項の前に見出しとして

「(関係条例の廃止に伴う経過措置)」を付する。

附則第18項を附則第19項とし、附則第14項から附則第17項までを1項ずつ繰り下げ、附則第13項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「(関係条例の一部改正)」を付する。

附則第12項の次に次の1項を加える。

(赴任旅費に関する特例)

13 令和2年4月1日までに赴任を命じられた者の旅行については、京都市旅費条例の一部を改正する条例(令和2年 月 日京都市条例第 号)附則第3項の規定を準用する。この場合において、「前項」とあるのは「京都市旅費条例の一部を改正する条例(令和2年 月 日京都市条例第 号。以下この項において「旅費一部改正条例」という。)附則第6項」と、「改正後の条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第39条の規定において準用する旅費一部改正条例による改正後の京都市旅費条例」と読み替えるものとする。

(関係条例の一部改正に伴う適用区分)

6 第4項の規定による改正後の京都市消防団員旅費条例の規定及び前項の規定による改正後の京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第39条後段の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由

日当を廃止するとともに、宿泊料を改定する等の必要があるので提案する。